

平成22年度 金沢大学法学類（人間社会学域）入学者選抜試験（後期日程）

小論文 問題，出題趣旨及び講評（平成22年3月12日 実施）

I：法の理念としての正義について述べられた文章（下記設問参照。以下「課題文」）を素材として、受験者によるその具体的内容の的確な理解とともに、それに基づいた論理的な思考能力や論述能力を問うものです。

次ページ以下の文章は、団藤重光『法学の基礎 [第2版]』（有斐閣、2007年）225ページから230ページまでを一部改変の上引用したものである。この文章を読んで、以下の問いに答えなさい。

問1 下線部(B)にいう、定型化の方法とはどのようなものか。150字以内で説明しなさい。

問2 この文章全体を400字以内で要約しなさい。

問3 下線部(A)にいう矛盾緊張関係とは、具体的にはいかなる場合に生じ、また、法制定に際してそれはいかに解消されるべきか。意図的に人を殺した者に対して刑罰を言い渡す場合を例に挙げ、「人を殺した者には必ず死刑が科されるべきである」という同害報復の思想に対して、わが国現行刑法上の殺人罪の規定（199条）が「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」と定めていることを参照しつつ、あなたの考えを650字以内で論じなさい。

【小問1について】

・出題趣旨

課題文全体の内容において重要な意義を有する概念・キーワードにつき、受験者の適切な理解を問うものです。

・講評

本問への解答、即ち定型化の方法の意義としては、課題文に述べられる二つの正義概念、つまり絶対的な平等・公正を要請するがその徹底には過酷な帰結を生じうる一般化的正義の概念と、個々の具体的事案に固有の特殊事情への柔軟な対応を要請するがその実現には不公正や恣意を伴いうる個別化的正義との両概念につき、これらの調和ないし両立を図るべく、法の定立やその実現（裁判）の場において、法適用の対象となる事実やそれへの法律効果が一定の共通性を前提としつつも（即ち一般化的正義を原則としつつも）なおある程度の幅を有する（即ち個別化的正義の達成の余地を認めておく）ように類型化がなされること、が簡潔に述べられていることが必要となります。特に、ここにいう幅を認めること、ないしは類型化との点につき言及がなされていれば本小問については及第となります。

この点、上記内容の略述をなしえていた解答も少なくありませんでしたが、定型化の方法自体の意義についてではなく、定型化の帰結として達成されうる両正義概念の調和ないし両立にのみ力点を置いて論述をなしている解答も多々みられました。

【小問2について】

・出題趣旨

課題文全体の趣旨ないし意義についての適切な理解、および、それを簡潔に論述しうる受験者の能力を端的に問うものです。

・講評

本問への解答としては、法の理念たる正義は不平等を廃した全対象の平等な扱い（一般化的正義）を要請すること、しかし法理念としてこれのみを図り、個々の対象の個別具体的な事情を一切捨象して法を定立・適用してゆけばしばしば不合理で冷酷たる帰結を生じること、この帰結の回避のためには、合理的範囲内で個々の対象の特殊事情をも考慮し、それら毎に可変的個別的な対応がなされることも要請され、かつ正当化されうること（個別化的正義）、この意味で、法理念としての正義も一般化的正義に尽きる一義的なものではなく、正義の要請自体に矛盾し相対立する側面をもつこと、ただし個別化的正義の考慮に基づく扱いが正当性をもちうる合理的範囲の確定は明確容易にはなされえず、時には恣意や不公正の余地を生じうることから、これら二つの正義の適正妥当な調和を図ることが法に携わるすべての人々の課題となること、が簡潔に論じられていれば十分です。

この点、比較的多くの解答において及第というべき論述がなされていましたが、一般化的正義と個別化的正義の両概念の取り違い等の誤述のある解答もみられました。

【小問3について】

・出題趣旨

課題文の内容の適切な理解を前提に、そこに述べられる一般化的正義と個別化的正義の矛盾ないし対立的関係の生成と解消策とを、本小問において設定された同害報復思想とわが国の現行法の規定内容との関係に当てはめて論述させることで、課題文の論旨を具体的問題に敷衍させる際の論理的思考能力とその簡潔的確な論述力といった、解答者の読解・論述に係る応用力を問うものです。

・講評

本問への解答としては、例えば、他人の生命を侵害した者にはこれに対する刑罰として同じ害悪たる生命の侵害、即ち死刑によって処断されることも同害での報復として正義に合致すると考えられ、これは一般化的正義の要請であるといいうること、しかし、同じく殺人であっても個々の事案においては、私利私欲に基づく身勝手な動機での、殺害方法も残忍極まりないような態様での殺人の場合、即ち同害報復も妥当と考えられうる場合のみならず、殺害に至るまでの過程において、長年に渡り日頃から犯人が被害者から苛烈な嫌がらせ等を受け続けており、これらを常々耐え抜いてきていたところ、最終的に遂に忍耐の限界を超え、殺害方法も被害者の苦痛が少ないような比較的穏当な方法にて殺害してしまったような場合もありえ、この場合にもおよそ人を殺した以上常に死刑が科されるという結論は、たとえ一般化的正義には合致するとしても、個々の具体的な事情を無視した、そ

の限りで合理性を欠く結論と評されざるを得ず、よって、殺人を罰する法規定を設ける場合にも、個々の具体的事案において存在しうる様々な特殊事案をも勘案しえこれに対応しうるような、ある程度の幅をもつ刑罰を定めておくことが望ましいこと、この意味で、わが国現行刑法における殺人罪規定が、その刑罰として死刑のみならず懲役刑をも選択されるよう定めているのはこのような個別化的正義への考慮に基づくものであり、その意味で合理的であるといいうること、などといった論述がなされていれば及第といえます。

この点、上記のごとく、課題文に示された一般化的正義と個別化的正義の関係性の適切な理解に基づきこれを本小問にて設定された課題に妥当させて論じていた解答もありましたが、そのような論述経過をとることなく、例えば裁判員制度や死刑制度一般につき解答者自身の私見のみを論述する解答もみられました。このような解答となった方には、課題文の内容のみならず、個々の出題趣旨をも十分に理解しこれを踏まえた論述ができるよう心掛けられて下さい。

Ⅱ：以下の資料を参照しながら、次の問いに答えなさい。

問1 資料①及び②は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方に関する調査結果である。これらからどのようなことが読み取れるか。300字以内で述べなさい。

問2 資料③は、「仕事と生活の調和」の希望と現実に関する調査結果である。資料④も参考にして、どのようなことが読み取れるかを300字以内で述べなさい。

問3 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を進めるには、どのような取り組みないし施策を重要と考えるか。資料①～④のほか、資料⑤⑥⑦⑧も参考にしつつ、600字以内で述べなさい。

(資料出典)

- 1 資料① 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方について（日本）
 - (1) 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より作成。
 - (2) 1979年、1992年及び2007年の調査結果を男女別に図にして掲載。
- 2 資料② 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方について（国際比較）
 - (1) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会の実現を目指して」（2009年）10ページ。
 - (2) 日本のデータは内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2007年8月）、その他のデータは「男女共同参画社会に関する国際比較調査」（2003年6月）より作成したものを一部改変の上掲載。
- 3 資料③ 「仕事と生活の調和」の希望と現実
内閣府男女共同参画局「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する特別世論調査」（2008年）より作成したものを一部改変の上掲載。
- 4 資料④ 夫婦の生活時間
内閣府男女共同参画局編「平成21年版男女共同参画白書」（佐伯印刷株式会社、2009年）75頁。
- 5 資料⑤ 共働き等世帯数の推移
資料④と同じ。21頁。
- 6 資料⑥ 「一日の仕事で疲れ退社後何もやる気になれない」人の割合
資料④と同じ。73頁。
- 7 仕事と育児の両立が難しかった具体的な理由（複数回答）
日本労働研究機構「育児と介護と仕事の両立に関する調査」（2003年）32頁。
- 8 資料⑧ 地域の活動などへの参加を妨げる要因
内閣府国民生活局「平成15年度版国民生活選好度調査」10ページ。

[出題の趣旨及び講評]

一 設問毎の解説

問 1: 資料①からは、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方に賛成する割合（「どちらかといえば賛成」を含む）が、経年比較すると男女とも減少していること、及び男女を比較すると女性の賛成の割合が低いことの 2 点を指摘する必要があります。資料③からは、賛成する割合が減少しているとはいえ、国際比較すると依然として高いことを指摘しなければなりません。そして、なんらかのまとめ（例、性別役割分担意識の解消がなお課題である）が記されていれば、完璧な解答になります。

多くの受験生は、的確に上記のポイントに触れていました。

問 2: 「仕事と生活の調和」とは、仕事一辺倒、あるいは特に女性の場合には家庭のみに負担がかかるのではなく、仕事と生活（家庭生活、地域・個人の生活）との間でバランスが取れていることを意味します。これを理解しておれば、男女とも、両立を希望する割合が高いが、現実には家庭（女性）と仕事（男性）を優先せざるをえない点に気づきます。こうした希望と現実のギャップを的確に指摘しているかが重要です。

そして、資料④を参考にすると、女性が家庭生活を優先しているのは、単に希望によるだけではなく、現実には家庭責任を負っているからであり、また男性が「家庭生活」を優先、あるいは両立を希望しても、現実には仕事優先とならざるを得ないことが推測できます。

資料③の図は、項目が多いのでわかりにくいかもしれませんが、「生活」が何を意味するかがわかれば、分析しやすくなります。上記の「仕事と生活の調和」を理解できているかがポイントです。

設問では、「資料④も参考にして」となっています。資料③と資料④をそれぞれ分析する解答がありましたが、あくまでも資料③を基本にしつつ、資料④もあわせて考えることを設問では求めています。

問 3: 問 1 及び問 2 を踏まえて、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を進めるための取り組みないし施策についての考えを論じてもらう問題です。

資料を参考にしつつ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する簡単な現状分析、そしてこれを前提にした取り組みないし施策を、資料などを用いて説得力ある内容になっているかがポイントです。

資料⑦および⑧は、取り組みないし施策を考えるにあたってヒントになりますが、これに気づかなかった受験生がいました。資料を読み取る能力が問われます。男女の意識改革を進めるにはどのようなことが必要か、また企業のみならず国・自治体にはどのような施策が求められるかなどが的確に記されていることが重要です。また女性のみならず、男性に対する施策・取り組みも記す必要があります。

二 総評

- 1：設問において問われている内容を理解していない解答が散見されました。設問の趣旨を正確に把握することは、当然の前提です。
- 2：単にグラフの数値を説明しただけの解答がありましたが、そこからなにを読み取るかが問われており、これに触れていない場合、点数は低くなります。
- 3：字数は、「以内」との制限がなされています。したがって指定字数以内であれば、たとえこれが少なくとも減点対象とはなりません。しかし、合格答案を書こうとすると、一定の字数以上になるのが通常です。

以上